

最高裁秘書第3425号

平成29年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月9日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2176号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第65期以降の司法修習生につき，二回試験終了後，承認を受けていなかった海外旅行の件数が修習期ごとに分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

